

倉庫賃貸借契約書

有限会社ヤマカワオーエンタープライズ（以下、「甲」という。）と日本学生オリエンテering連盟（以下、「乙」という。）は、本日次のおり後記建物の表示欄記載の建物（以下、「本件建物」という。）の一部区画について、賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、以下の約定に従い、倉庫として利用することを目的として本件建物の一部区画（別紙見取り図参照。以下、「本件倉庫」という。）を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条（契約期間）

1. 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
2. 前項の契約期間満了の3か月前までに当事者双方から契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、契約期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって本契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

第3条（契約料）

本件倉庫の賃料・共益費は、年額200,000円（消費税別）とする。
支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に賃料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（保証金）

本契約において、保証金は設けない。

第5条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第6条（維持管理）

1. 乙は、本件建物を善良なる使用者としての注意をもって管理し、使用しなければならない。
2. 乙は、資材を管理するにあたって本件建物に修繕を必要とする損傷又は不具合を発見した場合には、直ちに甲に通知し、甲は直ちに必要な修繕を行う。
3. 甲が前項の修繕を行う場合には、事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合

であって乙に事前に通知できない場合は、乙に事前に通知することなく、本件建物内に立ち入り、点検、修繕等を行うことができる。この場合においては、甲は、乙に対し、事後速やかに点検、修繕等のため本件建物内に立ち入った旨通知するものとする。

第7条（損害賠償責任）

1. 乙は、乙の故意又は過失により、本件建物又はその付属設備を滅失又は毀損した場合その他甲に損害を与えた場合には、甲に対し、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。
2. 乙は、乙の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合には、これによる一切の責任を負担しなければならない。
3. 前2項の規定の適用に当たっては、乙の役員、使用人、代理人、請負人等の故意又は過失により生じた損害は、乙の故意又は過失により生じた損害とみなす。

第8条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第9条（原状回復）

1. この契約が終了したときは、乙は甲に対し、直ちに本件倉庫を原状に復した上で返還しなければならない。
2. 乙が、前項の義務を履行しないときは、甲は、乙の費用負担で、本件倉庫を原状に復することができる。

第10条（不可抗力免責）

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲

住所 栃木県塩谷郡塩谷町大字船生 6082-68 山川
克則記念館内

氏名 有限会社ヤマカワオーエンタープライズ
代表取締役 山川 克則 印

乙

住所 栃木県日光市小代 1485-60

氏名 日本学生オリエンテーリング連盟
会長 河合 利幸 印

建物の表示

所 在	栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68
家屋番号	6082 番 68
構造等	鉄骨造平屋建て倉庫
床面積	43.89 m ²

(別紙) 賃貸借契約の目的とする本件建物の区画 (赤枠内)

